90078

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年　４月　１日　至　令和７年　３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　青寿会

①　□ 財団　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　山口県下関市武久町２丁目５３番８号

(3) 設立認可年月日　　昭和５３年１２月　７日

(4) 設立登記年月日　　昭和５３年１２月１９日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	武久病院	35/０１１３２２２	下関市武久町２丁目５３番８号	一般病床６０床 療養病床２０３床
介護医療院	たけひさ介護医療院	３５Ｂ０１００００５２	同上	入所定員９５名
介護療養型老人保健施設	青海荘弐番館	３５５０１８０１３１	同上	入所定員６０名
介護老人保健施設	青海荘	３５５０１８０００８	同上	入所定員１００名 通所定員５０名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
介護付有料老人ホーム　ヴィラジオ武久	下関市武久町２丁目３７番２４号	
訪問看護ステーションたけひさ	下関市武久町２丁目５３番８号	
下関本庁北部地域包括支援センター【下関市委託事業】	下関市武久町２丁目２番１３号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月　９日　　山口市宮野上の土地売却
令和　６年　５月３１日　　令和　５年度　事業報告及び決算報告
〃　　令和　５年度　剰余金の処理
令和　７年　３月３１日　　令和　７年度　事業計画
〃　　令和　７年度　収支予算
〃　　令和　７年度　借入金の最高限度額の決定
〃　　令和　７年度　役員報酬の取扱
〃　　令和　６年度　投資計画の執行状況

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) そ　の　他

【工事】

令和　６年　６月３０日　　外国人職員寮　改修工事（第１回）
〃　　本館機械浴室給湯設備工事
令和　６年　９月３０日　　本館汚水ポンプ取替工事
令和　７年　３月３１日　　外国人職員寮　改修工事（第２回）

【医療機器購入及びリース契約】

令和　６年　４月３０日　　解析付き心電計　　（購入）
７年　１月３１日　　多項目血球検査機　　（購入）

以　上

様式２

法人名　　医療法人社団　青寿会
所在地　　下関市武久町２丁目５３番８号

※医療法人整理番号	9	0	0	7	8

財　産　目　録

（令和 ７年 ３月３１日現在）

１．資　産　額　　4,903,435 千円
２．負　債　額　　713,538 千円
３．純　資　産　額　　4,189,897 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		1,984,882
B 固定資産		2,918,553
C 資産合計	（A＋B）	4,903,435
D 負債合計		713,538
E 純資産	（C－D）	4,189,897

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２（医療法人会計基準適用）

法人名　医療法人社団　青寿会
所在地　下関市武久町２丁目５３番８号

※医療法人整理番号	9	0	0	7	8

貸借対照表

（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	1,984,882	Ⅰ 流動負債	153,775
現金及び預金	1,353,619	買掛金	73,413
事業未収金	621,647	短期借入金	0
たな卸資産	18,119	未払金	43,451
仮払金	1,397	未払法人税等	141
立替金	144	預り金	25,947
前払費用	11,954	仮受金	9,934
貸倒引当金	△ 21,998	その他の流動負債	889
Ⅱ 固定資産	2,918,553		
1 有形固定資産	2,241,309		
建物	1,091,061		
構築物	11,661		
医療用器械備品	12,412		
その他の器械備品	50,364	Ⅱ 固定負債	559,763
車両及び船舶	2,144	退職給付引当金	362,903
土地	1,066,275	長期未払金	0
小額償却資産	7,392	長期借入金	196,860
リース資産	0		
2 無形固定資産	27,931		
ソフトウェア	24,644	負債合計	713,538
その他の無形固定資産	3,287	純資産の部	
		科目	金額
3 その他の資産	649,313	Ⅰ 出資金	0
有価証券	115,223	Ⅱ 積立金	4,189,897
長期貸付金	2,189	別途積立金	1,000,000
(その他長期貸付金)	(2,189)	繰越利益積立金	3,189,897
役職員等長期貸付金	0	Ⅲ 評価・換算差額等	
保険積立金	502,396	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	12,151	繰延ヘッジ損益	
繰延資産	17,354		
		純資産合計	4,189,897
資産合計	4,903,435	負債・純資産合計	4,903,435

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式４－１

法人名　　医療法人社団　青寿会
所在地　　下関市武久町２丁目５３番８号

※医療法人整理番号	9	0	0	7	8

損　益　計　算　書

（自　令和６年　４月　１日　　至　令和７年　３月３１日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ　事業損益		
A　本来業務事業損益		
1　事業収益		3,169,001
2　事業費用		
(1)事業費	2,879,210	
(2)本部費	209,239	3,088,449
本来業務事業利益		80,552
B　附帯業務事業損益		
1　事業収益		298,592
2　事業費用		295,260
附帯業務事業利益		3,332
事業利益		83,884
Ⅱ　事業外収益		
受取利息	3,500	
その他の事業外収益	33,150	36,650
Ⅲ　事業外費用		
支払利息	1,594	
その他の事業外費用	5,379	6,973
経常利益		113,560
Ⅳ　特別利益		
その他の特別利益	19	19
Ⅴ　特別損失		
固定資産除却損	324	
その他の特別損失	38,915	39,239
税引前当期純利益		74,340
法人税・住民税及び事業税	656	
当期純利益		73,684

(注)　１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団 青寿会
　理事長　頴原　健　　殿

私たちは、医療法人社団 青寿会の令和６年度（令和６年４月１日 から 令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 ７年 ５月１５日
医療法人社団 青寿会
監 事　小倉國雄
監 事　原田和夫